

**第9期足寄町高齢者保健福祉計画・  
介護保険事業計画**

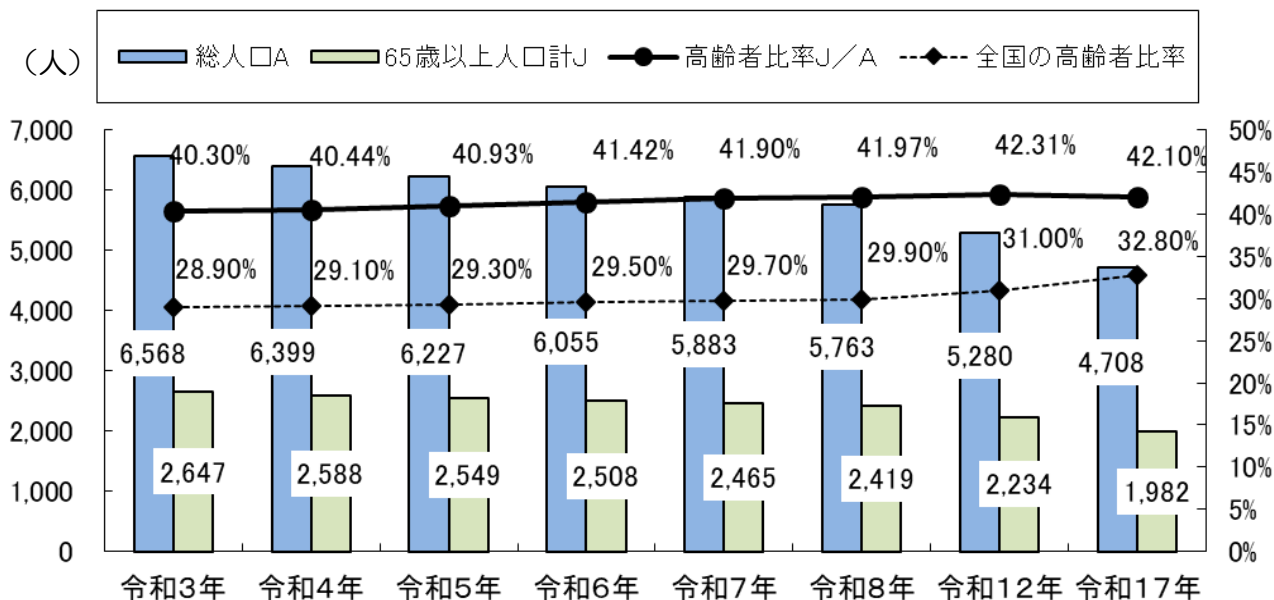
**(素案概要版)**

# 1. 人口推計

足寄町の総人口は、毎年減少しており、令和8年度末では、5,763人と推計しています。

また、65歳以上の高齢者も徐々に減少していく見込みです。

人口と高齢化率の推計



# 2. 要介護認定者

現在、足寄町にはおよそ450人の要介護認定者がいます。

今後、団塊の世代が75歳を迎える令和7年度まで年々増加していく見込みで、第9期中に約491人と推計しています。

要介護認定者数の推計

(単位：人)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要支援1	81	87	88	88	67
要支援2	46	47	50	50	38
要介護1	105	111	115	115	89
要介護2	70	74	78	78	60
要介護3	41	43	42	42	36
要介護4	74	79	81	81	65
要介護5	34	35	37	37	31
合計	451	476	491	491	386
1号被保険者数における認定者の割合	17.38%	18.66%	19.59%	19.97%	21.22%

### 3. 重点的取り組み

今後3年間に重点的に取り組む事項です。

#### ①高齢者の積極的な社会参加・生きがいの推進

これからの高齢者は、サービスを受ける立場だけではなく、それまでの知識・経験を生かして積極的に社会参加していくことが求められています。

ひとりでも多くの高齢者が生涯現役で、いきいきと暮らしていけるような施策の充実に努めます。

##### 第9期計画

特に若年高齢者の社会参加・生きがいの推進に関する情報提供と支援を積極的に行うため、福祉課内、教育委員会、社会福祉協議会などの関係機関と連携し、多様なニーズに対応した生きがい活動の提供に努めます。

#### ②在宅福祉サービスの充実

健康に生涯現役で過ごすためには、高齢になる前からの健康管理が大切です。特に高血圧や糖尿病の方が多くことから若年からの生活習慣病の予防が重要です。

また、いくつになっても健康で自立した日常生活を送ることができるよう生活支援サービスの提供体制の充実が求められています。

##### 第9期計画

今後も健康に関する相談・指導及び健康づくり事業を積極的に推進し、健康で自立した日常生活を支援します。

また、保健・医療・福祉の各種サービスの提供体制の確保を図ります。

#### ③住みよい環境づくりの推進

自然災害や感染症などの危機事象に対応した体制の強化、防犯・消費生活等の被害防止対策などが問題となっています。高齢者一人ひとりが安心・安全に暮らせる環境を整備するとともに、関係機関と連携し、自然災害や高齢者の被害防止に対応した体制強化が必要です。

##### 第9期計画

保健・医療・福祉等の関係機関に加えて防災・防犯・消費生活等の関係機関と連携し、高齢者一人ひとりが、安心・安全で暮らしやすい環境の整備に努めます。

大規模災害や感染症に加え、近年の記録的な猛暑や集中豪雨等の被害防止のため、介護サービス事業者などの関係機関と連携し高齢者が安心して暮らすことができるよう対策に努めます。

## ④認知症施策の推進

高齢化の進展により、認知症高齢者は増加し、今や誰もが関わる可能性のある身近な病気です。認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるためには、早期からの適切な診断や対応と、認知症についての正しい理解が重要です。

### 第9期計画

- ①認知症サポーター養成講座など、認知症への理解を深めるための普及・啓発をさらに推進します。
- ②認知症の容態に応じた適切な医療と介護の提供を支援します。
- ③認知症カフェの取り組みを更に推進し、認知症の人やその家族が地域の人などと情報を共有し理解しあう場を提供します。

## ⑤高齢者の権利擁護制度の推進

高齢者の増加に伴い介護に携わる人が増加し、高齢者に対する虐待が社会問題となっています。また、身寄りのない高齢者が増えてくる中、高齢者の権利利益を擁護し、高齢者に対する虐待の防止や早期発見のための相談体制を充実させ権利擁護事業等の整備を図ります。

### 第9期計画

高齢者虐待に関する相談・支援の窓口として、地域包括支援センターがその中核を担い、虐待の発見時には関係者との連携により迅速で適切な対応を行います。  
また、引き続き成年後見制度の周知・利用促進に取り組みます。

## ⑥介護予防・生活支援の推進

高齢になっても自立した日常生活を送ることができることを目指すとともに、高齢者自らが健康づくりに取り組むことができるよう介護予防や重度化防止のための事業の充実に努めます。

### 第9期計画

老人クラブ等での健康教室の開催や、地域支え合いセンター、訪問型・通所型サービスを活用した介護予防、重度化防止のための事業を継続します。  
また、スマホ等の普及に対応した効率的かつ効果的な事業実施について検討を進めます。

## ⑦地域包括ケアシステム

### (医療と介護、保健、福祉連携システム)の深化・推進

団塊の世代が75歳を迎え、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムを推進する必要がある。足寄町では高齢者等複合施設(むすびれっじ)を整備し、医療と介護、保健、福祉連携システムを構築し、総合支援相談室が中心となって取り組んできました。

#### 第9期計画

今後も福祉課総合支援相談室が中心となり、自立支援・介護予防の取り組みや、相談窓口の充実を図りながら、医療と介護、保健、福祉連携システムの推進・深化に努めます。

## ⑧介護保険事業の適正な運営

団塊ジュニアの世代が65歳以上となる令和22年を見据えた介護保険制度の安定した運営を確保するため、財源と人材をより効果的・効率的に活用する仕組みの構築が必要です。

#### 第9期計画

適切なサービス提供の確保と費用の効率化を通じた介護給付の適正化に取り組めます。

## ⑨介護人材の確保及び資質の向上

介護人材の確保が年々厳しくなる状況の中、今後も介護サービスを必要とする後期高齢者の数は増加すると見込まれています。町内の介護事業所が安定してサービスを提供するために介護人材の確保や育成、質の高いケアマネジメントの確保に向けたケアマネジャーの資質向上が必要です。

#### 第9期計画

町内の介護保険事業所等が介護人材を雇用するための支援策や介護資格取得を支援する施策を引き続き推進します。また、介護人材の離職防止に向けた取り組みの検討を行います。また、ケアマネジャー資質向上と離職防止に向けた支援に取り組めます。

## 4. 第9期介護保険料の試算について

(令和5年12月時点での試算ですので、今後、国の介護報酬改定等により変動する可能性があります。)

各市町村で決定する介護保険料は3年ごとに見直しとなります。

足寄町も第9期計画期間の3か年の介護保険サービス見込量を推計し、必要となる介護保険料を算出しました。

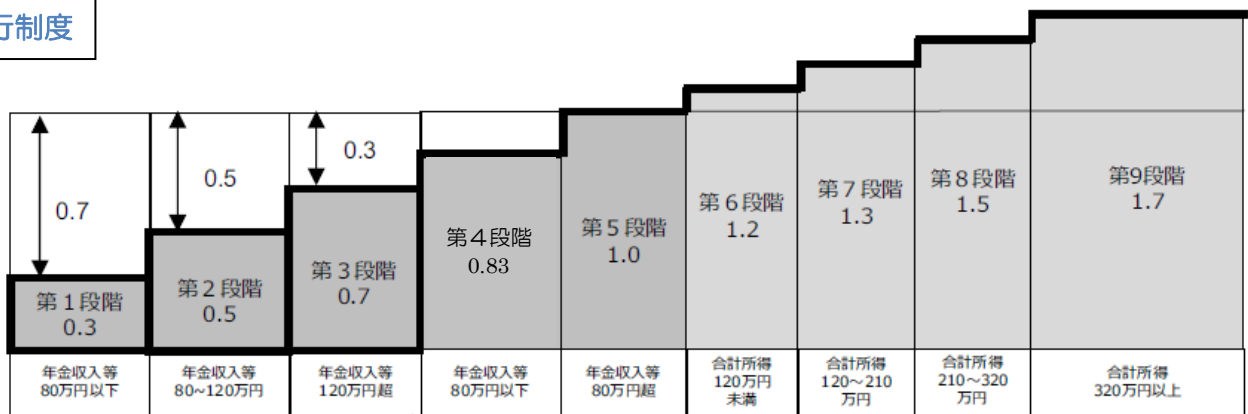
足寄町の第8期(令和3～令和5年度)の介護保険料基準月額は5,750円でしたが、**第9期(令和6～8年度)もそのまま据え置き5,750円**を見込んでいます。

また、今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間での所得再配分機能を強化し、高所得者の乗率を引上げ、低所得者の保険料上昇を抑制するため、**所得段階を13段階とする**予定です。

必要な介護サービスの整備を行いつつ、介護を受ける方がこれ以上増えないよう、健康づくりや介護予防・重度化防止に努め、介護保険料の上昇抑制を図っていきます。

### 令和6～8年度介護保険料の見直し例(令和5年12月現在)

#### 現行制度



#### 次期制度(予定)

